

## 志布志市庁舎等の在り方検討委員会（令和2年度第2回）

## 関係資料

資料名	ページ
志布志市庁舎等の在り方検討委員会（令和2年度第1回）会議の概要	1～5
旧総務省・国土交通省基準に基づく別館建設に係る事業費	6
鹿児島県津波浸水想定	7

志布志市庁舎等の在り方検討委員会（令和２年度第１回）  
会議概要

開催日時	令和２年８月２１日（金）１３：３０～１５：３０
開催場所	志布志市役所志布志支所５階会議室（東）
出席委員	鱒坂徹委員（鹿児島大学理工学研究科（工学系）教授） 片野田拓洋委員（鹿児島大学法文学部准教授） 畑山昭俊委員（志布志市校区公民館連絡協議会） 吉國政信委員（志布志市認定農業者会） 福田快文委員（株式会社 志布志まちづくり公社） 井沼正典委員（志布志市港湾振興協議会（志布志サイロ 株式会社代表取締役社長）） 田代雅美委員（志布志市PTA連絡協議会） 下曾小川省一委員（特定非営利活動法人 三方良） 嶽野拓郎委員（公益財団法人 新大隅青年会議所） 崎田三奈委員（子育て世代） 田川貴雄委員（移住者）
欠席委員	有馬美津枝委員（社会福祉法人 志布志市社会福祉協議会）
事務局	西洋一（企画政策課長） 橋本淳二（企画政策課長補佐） 横峯博人（企画調整係長） 草野頌平（企画調整係主事）
関係課長等	北野保（総務課長） 折田孝幸（財務課長） 小山錠二（志布志支所長） 河野穂積（総務課危機管理監） 富岡裕（建設課都市政策推進室長）

## 会議の概要

### 1 開会

### 2 委嘱状の交付

委員を代表して鰺坂徹委員に市長が委嘱状を交付

### 3 市長挨拶

下平晴行市長挨拶

### 4 委員及び事務局職員の紹介

事務局において、委員及び後事務局職員をそれぞれ紹介

### 5 委員長及び副委員長の選任

設置要綱第5条第2項の規定に基づき、委員長及び副委員長の互選を行ったものの、互選がなかったため、事務局から委員長に鰺坂委員、副委員長に片野田委員を提案し、事務局案のとおり決定。

### 6 趣旨説明

企画政策課長が本庁舎移転基本方針（配付資料1）及び当該検討委員会設置の趣旨（配付資料3）について、説明を行う。

<委員の意見>

**A委員**：基本的には今のこの計画を白紙に戻して、長期計画の中で本庁の全ての課が1つの庁舎にある計画を立て、その中で志布志に移転をするなら、これだけの経費と場所が必要だという具体的な見通しを立てるべきだ。そのような検討をしなかったのか。基本的には、全ての課を志布志支所に持ってくるというのが基本的な考え方か。

**事務局**：本庁舎移転は、市長の選挙公約であり、議会や市民に対して説明している。まちづくりの拠点として本庁舎を志布志支所に移転をしたい。中長期計画については、これまでの議会の中でも、庁内だけでの検討だけではなくて、市民の意見を聞きながらその意見を踏まえて最終的な判断をしたいと市長は考えている。最終的には、本庁機能全体を移転したいという思いであるが、具体的な課の配置、周辺施設の利活用については、様々なパターンがあると思うので、財政的な面も含めて、この検討委員会を含めて将来の本庁移転を含めて協議していくスタンスある。

**B委員**：今、本庁舎を移転しないといけないのか。コロナ、災害等がある中で無理して移転する必要があるのか。市民がそれを求めているのか疑問である。移転をするなどと言わないが、移転ありきではなく、市民のことも考えてほしい。

**事務局**：本庁舎の移転については、条例改正や予算を含め、既に議会の意思決定がされていることから、粛々とそれを進めていく必要がある。

**B委員**：このような状況の中で、焦って本庁舎を移転する必要があるのか。

**事務局**：様々な御意見があると思いますので、御意見を聞かせていただければと考えている。

**C委員**：市役所の位置を定める条例を改正したとのことだが、管理部門を移すという内容なのか。本庁機能全体を移転となった場合、再度当該条例を改正する必要があるのか。

**事務局**：条例改正の内容は、市役所本庁舎の所在地を改めるものである。本庁機能全体を移転となった場合、再度当該条例を改正する必要はない。

**A委員**：管理部門が志布志支所に移転し、本庁の課が分庁することになるが、災害時の危機管理の調整や指揮命令系統に支障を来すのでは。

**事務局**：災害時においては、現体制でも本庁支所間の連携を取っている。本庁が有明庁舎から志布志庁舎に移転したとしても、連携的なものについては、これまでと同様に対応していく。今後、テレビ会議システムを導入し、避難所の状況等タイムリーな情報の伝達及び共有が可能になるものと考えている。

## 7 協議

事務局において、会議資料（配付資料2）の説明を行う。

### <委員の意見>

**D委員**：耐用年数を考慮すると、志布志支所への本庁舎移転は一時的なものとして捉えており、将来的には新庁舎が必要と考える。各地域に庁舎が分かれるのは仕方がないこと。港湾にある企業は、港湾商工課が志布志庁舎にあれば何も問題はないので、産業構造により庁舎を分けて、課の配置することが一番合理的だと思う。

**委員長**：建築学会で鉄筋コンクリート造の耐用年数の見直しをしており、50年以上持つという見解もある。庁舎を保存再生して、使用する県や市もある。庁舎の残耐用年数が後20年だから建替えという短絡的に考えなくてもよいのでは。

**A委員**：資料に問題点が記載されているが、これは当初から言われていたことであり、未解決のままである。増築や改修の経費を要するのであれば、管理部門の移転のみでよいのでは。保健所も今後コロナ対応でどうなるかわからない。また、タイヨー跡地等は津波の関係上、志布志支所より標高の低い位置にあるので考えられない。

**委員長**：津波については、資料（配付資料3の6ページ）があるので、事務局から説明をお願いします。

**事務局**：この資料は、平成31年3月に策定した志布志市津波防災地域づくり推進計画の抜粋で、これまでの本市における津波災害ということで記載し

たものである。南海トラフ地震に関連する津波について、記載をしたところであり、全て本市に対して津波が来たというのではなく、日本全国でこのような状況の被災があったということについて記載しているものである。2010年のチリ沖地震については、本市で1メートル程度の津波が観測されたという記録は残っている。

**委員長**：歴史を紐解くと物凄い津波が今まで来ている。安政南海地震では地震が立て続けに起こっている。地震はいつ起こるか分からないが、過去にこのような地震が実際に起こっている。歴史を紐解くことも非常に重要である。

**C委員**：今回の本庁舎移転に当たり、災害警戒本部の体制・参集方法等に変更があるのか。

**事務局**：災害警戒本部の体制の変更案は作成しているが、決定はしていない。防災計画の修正も必要である。本庁支所でそれぞれ体制を構築していくことになる。

**E委員**：私は、以前消防団に所属していたが、災害時の指揮命令系統の体制は整備されている。インフラが整備され、経済の中心は志布志地域であり、将来的に高い場所にどのように造るのかを委員で協議していかないといけない。

**A委員**：この狭い所に全体機能全体を持って来るというのは、不可能では。全体像を作ってから移転すべきであったのでは。防災関係については、災害警戒本部は1月1日以降は志布志庁舎に設置して、関係課長は有明庁舎にいて、テレビ会議をして、意思決定や指揮命令をしていくことになるのか。

**委員長**：テレビ会議になると電源・通信の問題とかある。どういう災害が起きるか分からなくなっているので、ここがダメなときは本部を移すとかそういう柔軟な考え方があった方がいいかもしれない、個人的な意見で申し訳ないが。

**D委員**：志布志庁舎の裏の崖は大丈夫なのか。

**事務局**：平成に入って、治山事業をしている。下には擁壁があつて、法面についてはコンクリートの法枠で固められている。草木に覆われて中の方はよく見えないが。

**A委員**：本庁機能全体の移転となった場合において、増築する場合どの程度予算を要するのか。そういうデータがないと判断できない。

**委員長**：国土交通省・総務省が庁舎面積の基準を持っている。それぞれ基準が違うが、試算してみてもどうか。

**A委員**：本庁舎機能全体の移転にお金がかかるのであれば、それを新庁舎建

設に回して、現状のままでもよいでは。

**事務局**：中長期計画について、A委員がおっしゃるような御意見を言ってもらうというのがこの会の趣旨であり、様々な意見をいただきたい。中期計画となれば、先ほど事務局から説明があったように周辺施設も利活用しないと志布志庁舎は狭隘であるので、御意見をいただければと思います。

**D委員**：商業の中心は、アピアや志布志高校周辺のサンキュー・ニシムタだが、この辺にスーパーは作れないが、タイヨー、NTT跡地を何か有効利用できないか。災害の見地からは標高の低い所に造るのはあり得ないという議論もあるのかもしれないが、何かあったときには避難する手段を講じておいて、周辺施設を有効利用して、本庁の本館が手狭であれば、別館というのも1つではないか。庁舎だけではなく庁舎周辺の環境も検討すべきでは。

**委員長**：志布志市でも様々なまちづくりに関する計画を作成していると思いますので、次回説明していただきたい。

**D委員**：津波・災害時における避難経路、避難所等の安全面を含め安全な施策があるから志布志庁舎が本庁であっても大丈夫だと。新庁舎を造る前の前段として、何かあったときは大丈夫だという確証が欲しいと思う。

**委員長**：今までの意見を聞いていると、防災に関して心配があるようですので、次回に防災関係の資料を準備いただければと思います。ほかに御意見ありませんか。

**A委員**：確認です。職員の人数に対してどの程度庁舎の床面積が必要かというデータが本当あるのか。新庁舎ではなく、増築した場合の。

**委員長**：国土交通省と総務省が職員数が何人になれば何平方メートル必要という基準を出している。市町村の規模で何平方メートルと算出できるはずです。それと現庁舎を比較すればよいのでは。少し前の基準ですので、多めに出てくるかもしれません。

## 8 その他

次回の開催は、令和2年11月20日（金）を予定

## 9 閉会

旧総務省地方債同意基準・国土交通省基準に基づく別館建設に係る事業費  
志布志庁舎の本庁機能

課・局名	職員	再・会	合計
総務課	16	4	20
財務課	11	2	13
企画政策課	14	5	19
港湾商工課	14	9	23
教育総務課	9	3	12
学校教育課	7	5	12
生涯学習課	17	5	22
議会事務局	5	1	6
水道課	10	5	15
合計（8課1局）	103	39	142

有明庁舎の本庁機能

課名	職員	再・会	合計
情報管理課	7	5	12
税務課	21	11	32
市民環境課	11	7	18
福祉課	22	6	28
保健課	27	14	41
農政畜産課	18	10	28
耕地林務水産課	9	2	11
建設課	18	7	25
会計課	4	1	5
監査委員事務局	2		2
合計（9課1局）	139	63	202

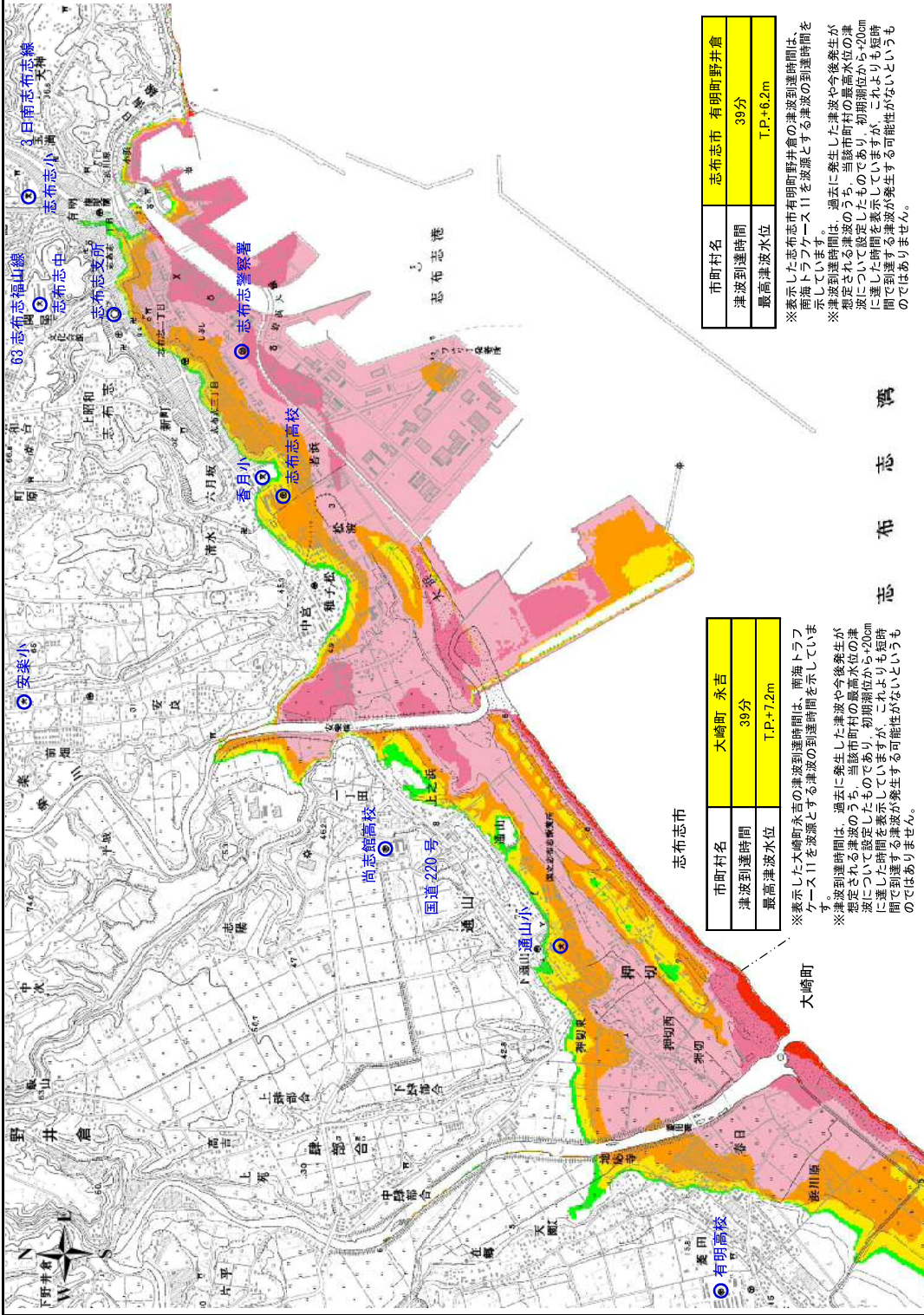
本庁機能合計	職員	再・会	合計
17課2局	242	102	344

※ 志布志庁舎に職員230人を配置し、5課職員120人を別館に配置するとした場合

旧総務省地方債同意基準						
室名区分	役職区分	摘要				算定面積 (㎡)
		職員数 (人)	換算率	換算職員 数(人)	基準面積 (㎡)	
事務室	課長級	5	2.5	12.5	職員1人 当たり 4.5	56.3
	補佐・係長級	25	1.8	45		202.5
	一般級	75	1	75		337.5
	一般級(再・会)	15	1	15		67.5
	小計A	120	6.3	147.5		663.8
倉庫	事務室面積(小計A)×13%					86.3
会議室等(会議室、便所、洗面所その他の諸室)	常勤職員数(105人)×7㎡					705.0
玄関等(玄関、広間、廊下、階段その他通行部分)	上記合計×40%					582.0
合計						2,037.1

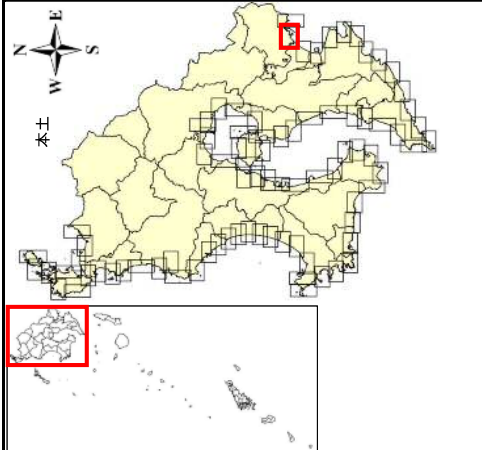
国土交通省基準(新営一般庁舎面積算定基準)						
室名区分	役職区分	摘要				算定面積 (㎡)
		職員数 (人)	換算率	換算職員 数(人)	基準面積 (㎡)	
事務室	課長級	5	2.5	12.5	職員1人 当たり 3.3	41.3
	補佐・係長級	25	1.8	45		148.5
	一般級	75	1	75		247.5
	一般級(再・会)	15	1	15		49.5
	小計A	120	6.3	147.5		486.8
会議室	職員100人当たり40㎡とし、10人増すごとに4㎡増加する。					48.0
倉庫	事務室面積×13%					63.3
湯沸室	6.5㎡(2坪)～13㎡(4坪)を標準とする。					13.0
便所及び洗面所	職員100人以上の場合、46㎡					46.0
機械室	500㎡以上1,000㎡未満					232.0
電気室	500㎡以上1,001㎡未満					45.0
玄関廊下階段	上記合計面積×35%					326.9
合計						1,261.0

事業費の試算	
参考単価	屋久島町 1㎡@49万円 垂水市 1㎡@63万円→1㎡@50万円
旧総務省地方債合意基準	2,037.1㎡×50万円=10億1,855万円
国土交通省基準	1,261.0㎡×50万円=6億3,050万円



**【留意事項】**

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを推進するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水域と浸水深を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に発生した津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性はありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに深くなったりする場合があります。
- 浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を推進するためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではありません。
- 津波は繰り返し襲ってきて、あとから来る津波の方が大きくなるため、浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を明示していませんが、実際には水位が変化することがあります。
- 「津波浸水想定」は、想定される複数の地震による津波の最大浸水域、浸水深を表示しており、平成25年3月に公表した「浸水想定図」と一部（肝属川河口付近）を除き同じです。
- 今後、最新の知見や精査等により、「津波浸水想定」を修正する可能性があります。



**【津波の計算条件】**

- 初期潮位：期望平均満潮位
- 堤防条件：100%沈下（地震発生と同時に堤防なし）

**【浸水想定用語の解説】**

- 浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
- 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高くなったときの水面から地面までの深さ

